

## 最低賃金審議会令第6条第5項について

### 最低賃金審議会令第6条第5項

審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

### 同条文の適用(案)

専門部会(千葉県最低賃金専門部会を除く)の決議が全会一致の場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用するものとする。